

ソフトウェア保守契約書

〇〇 会社（以下甲という）と 株式会社ティ・シー・エス（以下乙という）は、フレームデザイナー・システムの保守について、以下の内容に合意し、ソフトウェア保守（以下本契約という）を締結します。

第1条（保守）

乙は、甲に対して乙が定めるフレームデザイナー・システムの保守サービスを提供するものとする。

第2条（ソフトウェアの保守範囲）

ソフトウェア保守のサービス内容は、以下の通りです。

1. 問い合わせ・調査依頼への対応
2. 異常発生に対する支援
3. 契約ソフトウェアの障害に対して、納入時バージョンへの復帰
4. 契約ソフトウェアの運用における障害の復旧但し、以下の場合を除く
 - (1) 納入ソフトウェア以外の理由による障害発生
 - (2) パソコンのハードの故障による障害発生
 - (3) ネットワーク環境不良による障害発生など、契約ソフトウェア以外の原因による

第3条（契約の成立）

本契約は、該当年度のソフトウェア保守料が支払われたときに成立する。

第4条（対象ソフトウェア）

甲が乙に納入したカスタマイズ型フレームデザイナー・システム
（以下契約ソフトウェアという）

第5条（ソフトウェアサポート契約の単位）

本契約の単位は、対象ソフトウェアの稼動するパソコン単位とする。複数台のパソコンで稼動する場合、契約時に、台数を決定する。甲が、契約台数を超えて稼動する時は、事前に、乙に通知し、該当保守料金を支払う。

第6条 (ソフトウェア保守期間と保守料金)

ソフトウェア保守期間は、ソフトウェア保守料金の支払いを条件として、毎年〇月1日から〇月31日までの1年間とする。本契約は、以下を条件として、同一内容で自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。但し、両者のうち、いずれかが、本契約の期間満了1ヶ月前までに、本契約の更新をしない旨の通知を行った場合は、そのソフトウェア保守期間満了時点で、本契約は解除されます。

1. ソフトウェア保守期間満了までに翌年度のソフトウェア保守料が、甲から乙に支払われていること。
2. ソフトウェア保守料は、年間 〇〇円で、年間一括前払いとする。
3. 契約パソコン台数は、2台とする。
4. 解約 甲と乙は、協議の上、保守契約を途中で解約することができる。前項により、契約が解除された場合でも、乙は残存期間に応じた保守料の払い戻しなど 甲にたいし、一切の金銭の支払いはないものとする。
5. 責任の制限

乙は、ソフトウェア保守のサービスに関して、乙の故意又は重大な過失による場合を除き 甲又はその他第三者に生じた一切の損害に対して、その発生原因、理由を問わず、一切の責任を負わない。特に、データの保証は行いません。バックアップは甲の責任において実行する。

運用障害

上記の障害原因の場合、乙の指示によるパソコン環境の変更による、復旧に両者協力 最大限の努力をする。但し、復旧しない場合でも、乙は、一切の責任を負わない。6. 契約ソフトウェアの修正に対する対応 納入時機能の不具合及び軽微（作業時間1時間程度）な修正は、無料とするが、限度を 超えた修正は、別途見積もりとする。

第7条 (サポート方法)

サポートは、以下の方法で行う。

1. 電話、FAX 但し、両者協議の上、出張サポートの場合、日当交通費、技術料などは別途見積とする。
2. 守秘義務 甲と乙は、業務上知り得たいかなる情報も、第三者に遺漏しない。但し、双方が承諾した場合は、除く。
3. 協議事項 本契約に、定めのない事項が発生した時は、甲と乙は、誠意をもって協議し解決する。
4. インターネット接続によるリモートサポート

2024年 月 日

甲
乙

ソフトウェア保守契約書

〇〇 会社（以下甲という）と 株式会社ティ・シー・エス（以下乙という）は、稼働中の □□□□ システムの保守について、以下の内容に合意し、ソフトウェア保守（以下本契約という）を締結します。

1. 契約の成立

本契約は、該当年度のソフトウェア保守料が支払われたときに成立する。

2. 対象ソフトウェア

甲が乙に納入したカスタマイズ型フレームデザイナー・システム
（以下契約ソフトウェアという）

3. ソフトウェアサポート契約の単位

本契約の単位は、対象ソフトウェアの稼働するパソコン単位とする。複数台のパソコンで稼働する場合、契約時に、台数を決定する。甲が、契約台数を超過して稼働する時は、事前に、乙に通知し、該当保守料金を支払う。

4. ソフトウェア保守期間と保守料金

ソフトウェア保守期間は、ソフトウェア保守料金の支払いを条件として、毎年〇月 1 日から〇月 31 日までの 1 年間とする。本契約は、以下を条件として、同一内容で自動的に 1 年間更新されるものとし、その後も同様とする。但し、両者のうち、いずれかが、本契約の期間満了 1 ヶ月前までに、本契約の更新をしない旨の通知を行った場合は、そのソフトウェア保守期間満了時点で、本契約は解除されます。

- ソフトウェア保守期間満了までに翌年度のソフトウェア保守料が、甲から乙に支払われていること。
- ソフトウェア保守料は、年間 〇〇円で、年間一括前払いとする。
- 契約パソコン台数は、2 台とする。
- 解約 甲と乙は、協議の上、保守契約を途中で解約することができる。前項により、契約が解除された場合でも、乙は残存期間に応じた保守料の払い戻しなど 甲にたいし、一切の金銭の支払いはないもの
- 責任の制限

乙は、ソフトウェア保守のサービスに関して、乙の故意又は重大な過失による場合を除き 甲又はその他第三者に生じた一切の損害に対して、その発生原因、理由を問わず、一切の責任を負わない。特に、データの保証は行いません。バックアップは甲の責任において実行する。

5 ソフトウェア保守の内容

ソフトウェア保守のサービス内容は、以下の通りです。

- 契約ソフトウェアの障害に対して、納入時バージョンへの復帰
- 契約ソフトウェアの運用における障害の復旧但し、以下の場合を除く
- 納入ソフトウェア以外の理由による障害発生
- パソコンのハードの故障による障害発生
- ネットワーク環境不良による障害発生など、契約ソフトウェア以外の原因による
- ソフトウェア保守の内容

運用障害

上記の障害原因の場合、乙の指示によるパソコン環境の変更による、復旧に両者協力 最大限の努力をする。但し、復旧しない場合でも、乙は、一切の責任を負わない。6. 契約ソフトウェアの修正に対する対応 納入時機能の不具合及び軽微（作業時間1時間程度）な修正は、無料とするが、限度を超えた修正は、別途見積もりとし、その70%で提供する バージョンアップについては、別途見積もりとし、7

6. サポートの方法

サポートは、以下の方法で行う。

1. 電話、FAX 但し、門市協議の上、出張サービスの場合、出張料は別途見積もります
2. 守秘義務 甲と乙は、業務上知り得たいかなる情報も、第三者に遺漏しない。但し、双方が承諾した場合は、除く。
3. 協議事項 本契約に、定めのない事項が発生した時は、甲と乙は、誠意をもって協議し解決する。
4. インターネット接続によるリモートサポート

2024年 月 日

甲
乙

